

シニア人材と企業をつなぐ埼玉モデルの推進事業業務委託仕様書

1 目的

「埼玉県シニア人材バンク」（以下、「シニア人材バンク」という）を活用し、スキル・ノウハウを持つシニア人材と県内中小企業のマッチングを促進することで、人手不足の緩和や経営課題の解決を図る。

なお、この事業は、内閣府所管の地域未来交付金の補助事業として実施する事業を含む。

2 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

3 業務内容

シニア人材と企業をつなぐ埼玉モデルの推進事業に係る（1）～（8）の業務。

なお、本事業におけるシニア人材は、専門分野での通算10年程度の経験などスキル・ノウハウを発揮して県内中小企業を支援できる50歳以上の者とする。

（1）シニア人材バンクの構築及び運用

- ア 現在のシニア人材バンク (<https://www.saitama-matching.com/>) に代えて、情報更新機能、検索機能、相互連絡機能を備えたシニア人材バンクを新たに構築する。シニア人材バンクの構築に当たっては、以下の点に留意すること。
- (ア) シニア人材、企業ともにマイページで情報更新できること。
- (イ) シニア人材、企業ともに検索機能で希望情報に簡単アクセスできること。
- (ウ) シニア人材、企業ともに相互連絡機能で希望相手に即時アプローチできること。
- (エ) 現在のシニア人材バンクに登録されている情報を引き継ぐこと。
- (オ) シニア人材バンク内の個人情報が保護されるシステムとすること。
- (カ) CMSにより、県の職員が容易に情報を更新できること。
- (キ) CMSの操作マニュアルを整備すること。
- (ク) 携帯からアクセスした場合に、パソコンからアクセスした場合と変わらない操作性を確保すること。
- (ケ) シニア人材、企業の操作マニュアルを整備すること。
- (コ) 令和8年7月末までにシニア人材バンクを構築すること。
- (サ) 構築されたシニア人材バンクの所有権は、埼玉県に帰属すること。
- (シ) その他、シニア人材バンクの構築内容等は、企画提案によるものとする。
- イ シニア人材バンクを運用し、スキル・ノウハウを持つシニア人材と経営課題の解決を目指す県内中小企業のオンラインマッチングを支援する。シニア人材バンクの運用に当たっては、以下の点に留意すること。
- (ア) 上記アのシニア人材バンクの構築が完了するまでの間、現在のシニア人材

バンクによりオンラインマッチングを行う。

- (イ) 上記アのシニア人材バンクの構築が完了した後は、新たに構築されたシニア人材バンクによりオンラインマッチングを行う。
- (ウ) オンラインマッチングの方法等は、企画提案によるものとする。

(2) コンシェルジュによるオンラインマッチングのサポート

下記ア～カの業務を行うため、コンシェルジュを1名以上配置する。

なお、コンシェルジュの配置時間は、月曜日から金曜日までの9時から17時までとする（祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）。

- ア マッチング促進のため、シニア人材や企業との面談やマッチングを希望する者への情報提供などを行う。
- イ 掲載事項の充実のため、登録情報のチェックや掲載内容ブラッシュアップへのアドバイスなどを行う。
- ウ 各種問い合わせへの対応、シニア人材や県内中小企業に役立つ情報掲載などシニア人材バンクの運用管理を行う。
- エ オンラインマッチングの成果とりまとめを行う。
- オ 県が別途実施する「シニア人材活用による賃上げ環境整備事業」における企業開拓員との連携を図る。

※「シニア人材活用による賃上げ環境整備事業」については、別添仕様書のとおり。

カ その他、シニア人材バンクの円滑・適正な運用や利用者サービスの向上につながる取組を行う。

(3) リアルマッチングの開催

シニア人材バンクにおけるオンラインマッチングを補完するため、リアルマッチングを開催する。

- ア 開催回数
3回以上
- イ 参加対象者
シニア人材バンクに登録しているシニア人材及び企業
- ウ 開催会場
会場の手配は受託者が行い、会場及び設備の使用料についても、受託者が負担する。
- エ リアルマッチングの運営
会場設営、参加者及び参加企業の受付、場内整理、行事進行、撤収等の運営を行う。
- オ アンケートの実施
県の指示に従い参加者及び参加企業に対するアンケートを実施する。
- カ 成果とりまとめ
リアルマッチングの成果とりまとめを行う。

(4) 開拓員によるシニア人材の開拓

下記ア～ウの業務を行うため、開拓員を1名以上配置する。

ア 大学・企業OB等を開拓することにより、シニア人材の登録を促進する。

イ その他、シニア人材の登録の促進につながる取組を行う。

ウ 毎月1回以上、活動状況、シニア人材バンクへの新規登録者数などの報告を行う。

(5) SNSでの口コミ拡大

SNSを活用し、シニア人材同士の口コミ・紹介を促進するコンテンツを制作・配信する。

ア コンテンツの内容等は、企画提案によるものとする。

イ 每月1回以上、制作・配信状況、シニア人材バンクへの新規登録者数などの報告を行う。

(6) シニア向けセミナーの開催

シニア人材に対して県内中小企業で活躍するためのポイントを伝えるため、シニア向けセミナーを開催する。

ア 開催回数

3回以上

イ 参加対象者

シニア人材バンクに登録しているシニア人材及びシニア人材バンクに関心を持っているシニア人材

ウ セミナー内容、講師、開催方法等

企画提案によるものとする。

エ アンケートの実施

県の指示に従い参加者に対するアンケートを実施する。

カ 成果とりまとめ

セミナー参加者数、シニア人材バンクへの新規登録者数などの成果とりまとめを行う。

(7) 企業向けセミナーの開催

県内中小企業に対してシニア人材が経営課題の解決に役立つことへの理解を促進するため、企業向けセミナーを開催する。

ア 開催回数

4回以上

イ 参加対象者

シニア人材バンクに登録している県内中小企業及びシニア人材バンクに関心を持っている県内中小企業

ウ セミナー内容、講師、開催方法等

企画提案によるものとする。

エ アンケートの実施

県の指示に従い参加企業に対するアンケートを実施する。

カ 成果とりまとめ

セミナー参加企業数、シニア人材バンクへの新規登録企業数などの成果とりまとめを行う。

(8) シニア人材で経営課題を解決した好事例の発信

シニア人材活用による好事例の動画を作成するとともにシニア人材バンクに掲載し、県内中小企業やシニア人材に向けて発信する。

ア 動画作成本数

6本以上

イ 動画を作成する業種

製造（①加工組立型及び②素材創造型）、③建設、④宿泊・飲食、⑤物流、⑥小売・サービスの6業種を基本とし、業界ごとのシニア人材活用の理解を促す内容とする。

ウ その他の好事例の発信等は、企画提案によるものとする。

4 事業の目標値

(1) シニア人材バンクに登録するシニア人材 250人以上

上記の数値は、令和8年度において新たにシニア人材バンクに登録するシニア人材の人数とする。

(2) シニア人材バンクに登録する県内中小企業 160社以上

上記の数値は、令和8年度において新たにシニア人材バンクに登録する県内中小企業の企業数とする。

(3) シニア人材とマッチングした企業 40社以上

上記の数値は、シニア人材バンクに登録されたシニア人材と令和8年度にマッチングした県内中小企業の企業数とする。目標値のカウントに当たっては、以下の点に留意すること。

ア 同一の企業がシニア人材2人とマッチングした場合は、1社とカウントすること。

イ 同一のシニア人材が2社とマッチングした場合は、2社とカウントすること。

ウ 令和7年度においてシニア人材1人とマッチングした企業が、令和8年度において新たにシニア人材1人とマッチングした場合は、1社とカウントすること。

5 業務執行上の責務

(1) 受託者は、契約書及び仕様書に記載された内容について、誠実に履行すること。

(2) 受託者は、業務の実施について、県の指導、監督を受けるものとし、業務遂行上、疑義が生じた場合には、事前に県の指示を受けるものとする。

(3) 受託者は、契約後速やかに本事業を実施するために必要な能力・経験を有するコ

- ンシェルジュ及び開拓員を選任し、県に届け出るものとする。
- (4) 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合、遅延なく県に連絡し、その指示に従うものとする。

6 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を受託者が行うものとする。
- (2) 本業務に関し、第三者との間で著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら内閣府又は県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において対応するものとする。

7 情報の管理等

- (1) 本業務を実施するに当たり知り得た情報は、開示、漏えい、又は委託業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- (2) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (3) 受託者は本業務に関わるものに対して、必要な個人情報の保護に関する研修を実施すること。また、特に個人情報を持ち出す際は取扱いに十分注意すること。
- (4) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担すること。
- (5) 上記(1)(4)については、契約期間の終了後においても同様とする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務に関わる者的人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県又は外部関係者、アンケート結果等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、国、県、市町村等の各種取組と連携し、成果を最大限あげるよう努めること。
- (4) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本事業開始時に県に報告する。
- (5) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県と協議を行うものとする。